# 家屋解体時などは届出を

義変更された場合は、翌年度から新し 状況に基づいて課税しています。 い名義人に課税します。 ら課税しません。また、年の途中で名 手続きをしていただければ、 年の途中で取り壊した家屋は正しく 固定資産税は、 毎年一月 一日現在 翌年度か 0

法務局で手続きを行ってください。 未登記の家屋を所有されている方は、 の表題登記をしなければなりません。 なお、 家を建てられたときは、 建物

## ▼登記済家屋の取壊し

は不要になります。 記をしていただくことで、町への届出 取り壊した年の内に法務局へ滅失登

失登記が年を越してしまう場合は、 内に町へ届出をしてください。 年末の取壊しなどで、 法務局への滅 年

### 未登記家屋の取壊し

ください。 取壊し後、 速やかに町へ届出をして

## ▼登記済家屋の名義変更

所有権移転登記をしていただくことで、 への届出は不要になります。 名義変更があった年の内に法務局へ

## 未登記家屋の名義変更

てください。その年の内に届出をしな かった場合は、翌年度も旧名義人へ課 名義変更後、 速やかに町へ届出をし

税されてしまいます。

お問い合わせいただき、手続きをして ください。 に届出書を用意してあります。 届出方法 役場一階四番窓口税務課

34 ▼問合せ 税務課課税係

### 入 札参加の申請受付

受付を行います。 発注業務に対する資格審査申請の定時 です。平成二十八年度と二十九年度の ためには、あらかじめ資格審査が必要 町が発注する業務の入札に参加する

あいち電子自治体推進協議会事務局の 申請「あいち電子調達共同システム」 でご確認ください。 ホームページ(「eあいち」で検索) ますので、ご注意ください。詳細は、 また、受付期間や時間が定められてい で行ってください。業務の内容によっ 申請は、インターネットによる電子 アクセスするサイトが異なります。

企 日(月)(土・日・祝日を除く)午前 成二十八年一月四日(月)~二月十五 ムページからダウンロードできます(十 八時~午後八時▼申請要領 町のホー ▼受付期間 (システム入力期間) 一月中旬掲載予定)▼問合せ 画財政・情報係 28 · 0 9 1 3 総務課 平

# イベント広場のご利用を

28 • 2 4 事前に 元商店、

六番窓口地域振 までに役場二階 ようとする日の る方は、利用し 利用を希望され 料金は無料です。 の行事に活用し ていただけます。 年前から前日



## 消防団年末特別警

28 0 3 5 5 月三十日(水) 全域で年末のパトロールを行います。 ます。町消防団では、安全で安心な年 ら、火災の発生が増加する恐れがあり ▼問合せ ▼とき 末を過ごしていただくために、 や火気を使用する機会が増えることか 冬になると空気が乾燥し、 十二月二十八日(月)~十二 防災安全課防災安全係 午後九時~午後十一時 暖房器具 町内

の行事をはじめ 設です。フリーマーケットや子ども会 商工会館西側のイベント広場は 地域の活性化を目的とした施 地

とした各種団体

・小出

・問合せ 福祉課福祉係

12

マイナンバー制度に関する無料の問合せ 電話番号が開設されました。

フリ

120 . 95 . 0178

亚 午前9時30分~午後10時 午前9時30分~午後5時30分 (12月29日(火)~1月3日(日)を除く)

▶問合せ 住民課住民・年金係



名の人権擁護委員が人権に関する相談 偏見のない社会を築くため、町では三 して定められた人権週間です。差別や せください に応じています。 週間は、世界人権宣言の採択を記念 十二月四日(金)から十日(木)までの お気軽にお問い合わ

### ·人権擁護委員 (敬称略)

西脇 和子

正文

- 坪井
- 28 9